

申請書類審査中の連絡先 (FAXもしくはメールアドレス)	
変更認定申請(法第8条) ※正副2部 ☐ 変更認定申請書(規則第3号様式) ※第二面以降も必要。認定申請書の第二面以降と同じ書式を添付 ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の写し ※注2) ☐ 変更内容が長期使用構造等に関する場合、下記①、②、③ ①設計住宅性能評価書 又は 登録住宅性能評価機関が交付する確認書(変更後) ※写しの添付も可 ②変更にかかる図書 ※注3) ③変更前図面(県の長期認定印押印のもの) ※注3) ☐ 変更内容が長期使用構造等に関するものでない場合、下記①と② ①変更にかかる図書 ②変更前図面(県の長期認定印押印のもの) ☐ 基準法の計画変更がある場合、計画変更後の確認済証 ☐ 当初申請手数料の1/2の額	
譲受人の決定申請(法第9条) ※正副2部 (例)分譲住宅等の購入者が決まったとき(分譲事業者からの購入) ☐ 変更認定申請書(規則第5号様式) ☐ 委任状 ※注1) ☐ 長期認定通知書の写し ※注2) ☐ 譲受人がわかる書類(売買契約書、登記簿謄本 等) ☐ 維持保全計画書 ※注2) ☐ 手数料は不要	
地位の承継の承認申請(法第10条) ※正副2部 (例)中古住宅の売買、相続等で認定住宅を取得したとき ☐ 承認申請書(規則第7号様式) ☐ 委任状 ※注1) ☐ 地位の承継の事実を証する書類(売買契約書など) ☐ 長期認定通知書の写し ※注2) ☐ 維持保全計画書の写し ※注2) ※ 定期点検等(点検実施者、点検の期間・項目)に変更がないか。変更あれば法第8条の申請が必要です。 ☐ 工務店等の点検を引き継ぐ場合はそれが分かる資料 ☐ 確認申請の名義変更届の写し ☐ 手数料は不要	
軽微な変更届 ※1部(控えが必要な場合は正副2部提出してください) <届出を出す前に！> ※ 認定通知書は発行されません ※ 規則第7条に掲げるもの以外は変更認定申請をおこなってください ☐ 届出書(参考様式) ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の写し ※注2) ☐ ①軽微な変更にかかる図書 ②変更前図面(県の長期認定印押印のもの) (地番変更や誤記訂正は、変更後が分かる書面等の写し) ☐ 手数料は不要 規則第7条 第1項 工事着手予定時期、工事完了予定時期の6月以内の変更 第2項 譲受人の決定時期の6月以内の変更 ※戸建て住宅等 第3項 譲受人の決定時期の6月以内の変更 ※分譲マンション等の管理者等 第4項 法第5条第1～5項申請の軽微な変更 第5項 法第5条第6、7項申請の軽微な変更	
建築又は維持保全を取りやめる旨の届出(県細則第7条) ※1部(控えが必要な場合は正副2部提出してください) ☐ 住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書(県細則第2号様式) ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定通知書の原本 ☐ 取消し通知書を発行しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください	
申請等の取り下げ届(県細則第8条) ※1部(控えが必要な場合は正副2部提出してください) ☐ 申請等取下げ届(県細則第3号様式) ☐ 委任状 ※注1) ☐ 認定申請書の副本は後日返却しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください	

注1) 行政書士または建築士事務所に登録されている建築士

注2) 複数回おこなっている場合は直近のもの

注3) 申請に添付不要なものについては省略してよい